# るんなへの 人植の必要也-

台東区

### はじめに

私たちは等しく、自分の生命と尊厳が守られ、自由に幸せを追求できる権利「人権」を持っています。人間が人間らしく生きる権利であり、全ての人が生まれながらに持っているものです。

家庭や地域、職場、学校など多くの人たちとつながりを持つ中で、一人ひとりが自分らしく、皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

近年、インターネット上での誹謗・中傷や部落差別を助長するような 書き込み、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別などの人権問題も 生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が ヘイトスピーチであるとして、社会的に問題となっています。

台東区では、長期総合計画において「区民一人ひとりが多様性を認め合い、相互に人権を尊重し合う地域社会の形成」をめざし、様々な取り組みを推進しています。

この冊子には、台東区内の小中学校の児童・生徒による人権に関する メッセージ・作文を掲載するとともに、さまざまな人権問題に対する考 え方や行動などを分かりやすくまとめています。ぜひ多くの方にご覧い ただき、広くご活用いただければ幸いです。

結びに、冊子発行にあたり作品をお寄せいただいた小学校・中学校の皆様、ご協力いただいた人権擁護委員の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年12月

台東区長 服部 征夫

# 目次

1.	. さまざまな人権	··· 1
	<ul><li>女性の人権を守ろう</li></ul>	1
	・子供の人権を守ろう	
	· 高齢者の人権を守ろう	2
	<ul><li>・障害を理由とする偏見や差別をなくそう</li></ul>	
	・部落差別(同和問題)を解消しよう	
	・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	2
	<ul><li>・外国人の人権を尊重しよう</li></ul>	
	<ul><li>・感染症に関連する偏見や差別をなくそう</li></ul>	
	・ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別	5
		2
	をなくそう ・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を	3
	・刑を終えて出所した人やでの家族に対する偏兄や左別を	4
	なくそう ・犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう	4
	・インターネット上の人権侵害をなくそう	
	・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう…	
	・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	
	・性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう	
	<ul><li>・人身取引をなくそう</li><li>・震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう</li></ul>	5
	・震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう	5
2	. 子どもたちのメッセージ ・「人権の花」運動	6
	・「人権の花」運動	··· 6
	・人権メッセージ・人権作文コンテスト	8
	· 人権メッセージ····································	9
	· 人権作文コンテスト····································	14
3.	. 人権問題で困ったときは	25
	. 人権問題で困ったときは ・人権擁護委員	25
	· 相談窓口一覧······	26
	・人権週間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	・人権に関する法律	31
	· 台東区男女平等推進基本条例······	35

# 1 さまざまな人権

### 「誰か」のこと じゃない。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きるための権利です。しかし、私たちが暮らす社会には、いまだに生命・身体の安全を脅かす事象や、不当な差別等の人権侵害が存在します。私たちの身の回りにある人権問題を、「誰か」のことでなく、自分や自分の身近にいる人のこととして捉え、日々、周囲にいるマイノリティや声の小さな人を思いやることが、こうした問題を解消することに繋がります。

ここでは、国が掲げる17の啓発活動強調事項を紹介しています。私たちの身の回りにどのような人権問題があるかを「知る」ことで、人権問題へのアンテナが働き、必要な行動がとれるようになります。誰もが自分らしく、幸せに生きていける社会を作るために、まずは「知る」ことから始めてみませんか。

### 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 子供の人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などの子供をめぐる人権問題が 深刻化しています。子供が一人の人間として、また権利の享有主体とし て最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めてい くことが必要です。

### 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパートやマンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

### 部落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別(同和問題)の解消を阻む大きな要因となっている、 いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必 要です。

### アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進 に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理 念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの 入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の 人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心 を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推 進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

### 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、 学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの 人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい 情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解 消していくことが必要です。

### ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制的な隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信するといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるもので、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

### 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

### ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

### 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

### 人身取引をなくそう

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

# ② 子どもたちのメッセージ

### 「人権の花」運動



この運動は小学校の児童が、協力しあって花を栽培することやその成果を多くの人々に鑑賞してもらうこと、栽培する間に行う講話などを通じて思いやりの心を育み、環境に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけようという活動で、東京法務局・東京人権擁護委員協議会の主催で実施しています。

台東区では、今年は4校の児童のみなさんに参加していただき、サルビアとマリーゴールドの種をまき栽培しました。次のページは各校の活動の様子です。







台東育英小学校



大正小学校



浅草小学校



蔵前小学校



### 人権メッセージ・人権作文コンテスト

「人権メッセージ」は小学生を対象に東京法務局・東京人権擁護委員協議会の主催、「人権作文コンテスト」は中学生を対象に東京法務局・東京都人権擁護委員連合会の主催で実施しています。人権について文章を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。

今年度「人権メッセージ」は5校の児童のみなさん、「人権作文コンテスト」は、5校498名の生徒のみなさんに参加していただきました。

人権擁護委員による審査会で参加校各校の代表作品とその中から区の 代表作品として人権メッセージ1編、人権作文2編を選定しました。

台東区は、選定された各校の代表作品の児童・生徒に対し、台東区長 賞、また区の代表となった作品の児童・生徒には台東区長特別賞として 表彰を行います。

次のページ以降に受賞した10編の作品を掲載します。

# 人権メッセージ

### 台東区長特別賞

### 障害者が安心できる社会へ

金曽木小学校 4年

ぼくは、障害のある方の人権について調べてみました。調べてみようと思ったきっかけは、ぼくが生まれる前に、障害のある方が住む場所で、たくさんの人が亡くなられてしまう事件があり、いまになってもまだ、「なぜだろう?」と考えるときがあったりしたので、調べてみました。

一つ目に調べたのは、障害のある方の人権侵害についてです。調べていて分かったことは、「職場や学校などで嫌がらせや、いじめを受ける。」 「じろじろ見られたり、避けられたりする。」「差別的な言葉を言われる。」 などの人権侵害がふえていることです。

二つ目は、障害のある方にはどんな課題があるかについてです。障害 のある方の関係しせつを設置する際の地いき住民の反対や、障害者等用 駐車スペースへの駐車といった、障害や障害のある方に対する誤解や偏 見、理解のない行動などが多くみられます。

三つ目は、障害のある方への差別を防ぐための法律についてです。少し長いのでまとめると、「誰もが分けへだてのない社会を実現すること」です。「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。合理的配慮には、車いす利用者のためにスロープを作るなど、障害のある方のために行う対策があります。障害のある方もない方も、共にくらせる社会を目指しているそうです。

このように、障害のある方にはたくさんの課題があり、苦しむ方も多いことが、調べた結果で分かりました。もし例として、目の不自由な方に出会った時は、見て見ぬふりをせず、せっきょく的に声をかけて、どんな手助けが必要か尋ねてみること、白杖や盲どう犬、点字ブロックがあるから大丈夫だろうと思いこまないことが、障害のある方が安心できる社会への第一歩だと思います。



### 人 種 差 別

忍岡小学校 4年

ぼくは、人種差別について書きました。なぜ同じ人間なのに、そんな に差別をうけて苦しい思いをしないといけないのか、ぼくには全くわか りませんでした。これからぼくが体けんしたことを書きます。

ぼくは、ようち園の年中のときパズルで遊んでいたら、「はだが黒いから近づくな。」と同じクラスの人に言われました。ぼくはその言葉を言われた時とっても悲しかったから言ってはいけないと思いました。同じ人間なのに、生きているだけでバカにされたり歩いているだけでバカにされる。ぼくは、そんなひどいことを言っておもしろいのか、おもしろくないのか、相手の気もちを考えて言っているのか、ぼくにはわかりませんでした。ぼくはお父さんの国ナイジェリアに行ったことがあります。そこはみんなぼくと同じはだの黒い人たちばかりです。ちがう国に行くと、はだの色のきじゅんがちがうから差別する必要がないと思いました。地球上で見ると色々なはだの人がいます。だからはだの色はかんけいないと思います。

これからは、人とちがうことがあってもみんな平等で差別のない世界がつづいてほしいと思います。そのためにぼくができることは、差別されて悲しい思いをした人の気もちをみんなに伝えて、どれだけ人種差別がよくないことか考えてほしいし、分かってももらいたいです。



### しょうがい者が安心してくらせる社会に

谷中小学校 4年

ぼくが、人権のことで考えたいのは、しょうがい者が安心してくらす ためには、どのようにすればよいのかということだ。

ぼくは、小学二・三年生のとき、じゅ業で校ぼうで目をかくして、目をかくしていない友達に、道あんないをしてもらいながら歩くということをやった。そのとき、ぼくは、しょうがい者は、音が聞こえなかったり、物が見えなかったりして、不安な気持ちにならないのかなと思った。なぜなら、前が見えないと、今にも自分が転びそうで、とてもこわかったからだ。だから、耳の聞こえない人も、人としぜんに会話ができないので、こわいのかなと思った。

また、三年生のとき、総合の学習で、身の回りのユニバーサルデザインを調べるという学習をした。そのとき、ぼくは、電子マネーで払う自動はん売機がないことにびっくりした。なぜなら、現金でし払う自動はん売機だと、お金を入れたり、出したりするのは大変だからだ。

ぼくは、しょうがいのある人やユニバーサルデザインについて学び、 しょうがい者がい動しやすい、スロープやエレベーターを使ったい動方 法の駅や公共しせつなどユニバーサルデザインを活用してしょうがい者 だけではなく、みんながすごしやすい社会にしたいと思った。そしても う一つ、みんながしょうがい者に、やさしくできる、仲良しになれる世 界になってほしい。



### 見えなくても

黒門小学校 4年

私は、人けんについて、考えました。どんな人も同じで、みんな仲よくすることだと思います。目が見えない人も、耳が聞こえない人も、見た目では分からないなやみをかかえている人も、毎日を楽しく生活できたら良いなと思います。

私の友達に、ペースメーカーをつけている子がいます。小さいときから一しょにあそんでいましたが、最近まで知りませんでした。知ってから、自分にできることは何だろうと考えるようになりました。その子のお母さんから、鉄ぼうができないこと、けいたい電話を近付けてはいけないこと、電気が通っている場所に止まってはダメなことを教えてもらいました。大変だなと思いました。友達がペースメーカーを付けていなかったときにもどりたいと話しているのを聞いて、私には分からない苦労がたくさんあるのだと思いました。この話を聞いてから、私は一しょに遊ぶときに近くに電気がないかを意しきするようになりました。

友達には、ペースメーカーがある・ないに関係なく、もっと生活しやすくなったら良いと思います。私が知らないところで、様々なことに困っていたり、気を付けて生活したりする人たちはたくさんいると思います。もっと便利で、みんなが安心して生活ができるような世の中になってほしいです。



### いじめと気もち

富士小学校 4年

みなさんは、いじめをしている、されている友達を見たことがありますか?わたしが三年生のとき、朝のニュースでよく見かけたのは、小学生の子どもたちの自殺でした。それの大きな原いんは、いじめや親からのぎゃくたいなどでした。わたしは、そのニュースを見てから、少しのふざけでも、相手には大きな心のきずになってしまう事があると思うようになりました。わたしはできるだけ気をつけているつもりですが、もしかしたら、だれかをきずつけているかもしれません。自分のある一言で、相手がよろこぶか、かなしむか、それを自分が言われたらどうだろう、と考えてみるようにしています。

学校にも、いじめられている人はいると思います。わたしは、かなし そうな顔をしている人がいたら、いつも、

「どうしたの、大じょうぶ?」

と声をかけてあげるようにしています。声をかけてあげた友だちは、とてもほっとしたように見えました。わたしも、友だちにこう言われて、少し、いやだったことを話したことがありました。少しだけしか話さなくても、わたしの心はとても軽くなりました。だから、わたしは人に話すことは大切だと思いました。友だちでなくても、話を聞いてくれる、子ども相談まど口という所もあります。そこに相談してみてもよいかもしれません。

これからわたしは、前よりせっきょくてきに、いじめをやめるように言いたいです。そして、こまったことがあったら、話を聞きたいです。

### 人権作文コンテスト

## 台東区長特別賞

全国中学生人権作文コンテスト 東京都大会 作文委員会賞

### 良いクラスとは何か?

柏葉中学校 2年

「このクラスはいじめがない良いクラスです。」この言葉は私が小学生 のときにある先生が言ったことです。あなたはこの言葉を聞いてどう思 いますか。私にとっては信じられないことでした。

いじめとはそもそも何なのでしょうか?私は小学校中学年のときに複数の女子からはぶかれたり悪口を言われたりしました。とても怖くて辛かったです。でもこのことがいじめかどうか正直よく分かりませんでした。いじめとは自殺とかまでに人を追い込んでしまうものであって私が受けているのは軽い嫌がらせ。いじめはもっともっと辛く残酷でひどいものだと思っていたからです。

嫌な状況が少しでも変わればと思い私は先生に相談したりしました。 その数日後、私はネットを見ていると、とても驚きました。ネットの内 容はいじめを受けたことのあるたくさんの人が自分の受けたいじめを振 り返り大事なことを視聴者に伝えるということでした。私と同じような 嫌がらせをされている人がいることを初めて知りました。しかも一人で はなく何人も。私のされていることはいじめなのかもしれない。初めて そう思った瞬間でした。そして気づきました。状況が変わったりすれば すべてが良いように変わるわけではないことを。

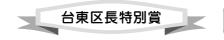
「このクラスはいじめがなく良いクラスです。」このようなことが心境 にあった私に降りかかってきた言葉です。聞いたとき私は耳を疑いまし た。気づいたら涙が出てました。周りを気にする余裕はありませんでし た。この苦しみ、辛さ、怖さがなにも伝わっていない。このクラスに辛い思いをしている人が誰もいないことになっているとこがすごくショックでなぜこのことが言えるのか私にはよく分かりませんでした。

「いじめ」とは何だったのか。よく分からなくなりました。そしていじめの定義として受けている側が苦痛を感じている。これだけでいじめになると分かりました。いじめている側はいじめているつもりはないかもしれません。周りの人もいじめではないと思うかもしれません。人それぞれ感じ方は違うから本人だけがいじめと感じてるかもしれません。これはあたり前のことです。だから誰も「いじめの無い学校」と言い切ることはできないんです。辛い思いをしている生徒がいるかもしれないから。

私は小学生のとき言い返すことすらもできない弱い人でした。だから「こいつなら大丈夫」と思われたのかもしれません。実際、大丈夫ではないです。いじめに基準はないと私は思いました。

「良いクラス」って?やっぱり「いじめのないクラス」とはっきり言えるところでしょうか。私は一人一人の思いや考えが尊重されていじめをなくそうと少しでも取り組んでいるクラスだと思います。なぜならいじめと感じている時点でいじめだと言えるから。周りの人が勝手に決めたり判断することではないから。苦しんでいる人がいるのにそのことを知らないからって「いじめがない」と決めつけるのは信じられません。

私は今、辛い思いをせずに明るく楽しい中学校生活を送ることができています。すごく辛かったあの経験からは学べることはたくさんありました。いじめをなくすことはとても難しいかもしれません。だからいじめを「ない」ことにしてしまうのではなくいじめをなくす努力をするべきだと思います。



### 全国中学生人権作文コンテスト 東京都大会 作文委員会賞

### これはなんのため?

上野中学校 2年

「なんでエレベーターに鏡があるか知ってる?。」そう叔母に聞かれた とき、私は答えることができなかった。

バリアフリーとは元々、建築用語として段差など物理的なバリアの除去との意味で使われてきた。今、それは「見えないバリア」を除去する意味として使われている。様々な人の立場から物事を見て、バリアを無くす工夫がされている。なぜエレベーターに鏡があるのか。私は分からなかったので叔母に答えを聞いた。それは、車いすに乗った人がエレベーターを利用するとき、乗るときは前向きで入るため、降りるときは後ろ向きになる。その際に、後ろ向きだと周りが見えないため、鏡をつけることで後ろの状況を把握できるようにするためだった。車いすに乗る人も、安心安全にエレベーターに乗ることができるのだ。私はこれを知ったとき、いつも何気なく見ているエレベーターの鏡には、こんな工夫や思いやりがあったのかと感動した。

バリアフリーには他にも、視覚障害のある人のため、駅構内の様々な施設の位置を知らせる音声・音響案内がある。また、高齢者や妊娠中の人のために電車やバスの入り口付近に優先席が設けられている。このように様々な人のために、バリアフリーが施されている。

私は小学生のとき塾に通っていた。ある日塾に着くとその光景に驚いた。塾の前に駐められた自転車が、何台か点字ブロックの上に駐輪されていたのだ。それを見て私はすぐ点字ブロックの上に自転車が重ならな

いようにどかしてから塾に入った。点字ブロックに関する事故や危険はたくさんある。そもそも点字ブロックは、目の不自由な人が安全に移動するために地面や床に設置されている。それは、目の不自由な人にとって命綱とも言えるとても重要で大切なものだ。しかし最近では、「点ブロスマホ」という言葉があるのはご存知だろうか。今、スマホを見ながら点字ブロックの上を歩くことが点ブロスマホと呼ばれている。本当に残念で信じがたい話である。そもそも歩きスマホ自体が危険な行為であり、目が見えるのに自ら危険を冒している。そして、点字ブロックは目の不自由な人が安心して利用できるものでないといけない。だが、それを人の手で危険にさらしている状況は本当におかしいことなのだ。また、もちろん点字ブロックの上に自転車が駐めてあるのも大変危険だが、人が歩いているどうしぶつかればよりけがなどが重いものになるだろう。過去の点ブロスマホの事故の事例を見ると、ぶつかった人は、被害者を置いて逃げていったというものもある。

このように、誰もが安心安全に暮らせる環境を作ろうとしている中、 それを壊す人々がいる。みんな自分のことで精一杯で周りが見えてない のだろう。町にあるものは何のためにあるのか考えたり、様々な人の立 場になって物事を考えたりすることが、私たちに必要な生き方だと考え る。誰もが安心して幸せに暮らせるために私は、様々な視点からよく考 え、人のために行動し、自分も大切に生きていきたいと思った。



### 児童虐待を防ぐために僕が出来ること

忍岡中学校 2年

「児童虐待」僕はニュースで何度かこの言葉を耳にしたことがあります。その度に、「子供がかわいそうだ」、「親は何を考えて子供を育てているのだろう」と思っていました。しかし僕は「自分に出来ることなどない」、「虐待なんて、僕の住んでいる地域では起きていないから大丈夫だ」と、このニュースを気にも留めていませんでした。ところがある日気になって調べてみると、児童虐待は年々増加しており、現在の児童虐待に関する相談件数は、二十万件以上になっていることが分かりました。本当は他人事ではない問題だったのです。さらに僕は「そもそも、児童虐待の原因は何なのか?」ということが気になり、詳しく調べることにしました。その結果、今まで児童虐待のニュースを気に留めなかったことをとても後悔したのです。

まず、児童虐待の主な原因は貧困、孤立家庭の増加のせいだということが分かりました。貧困は僕が少し興味を持っていた国際問題でした。それが児童虐待にまで関係しているとは、考えてもみなかったのです。また、孤立家庭の増加について、児童虐待防止協会の理事長を務める津崎哲郎さんによれば、「虐待に至ってしまう家族には助けてくれるサポーターがいないのです。何か問題が発生しても、頼る人がいない。家庭内で解決できないと、ストレスとなり、結果として、その矛先が子供に向かってしまうのです」とのことでした。僕の家も核家族であり、近くに親戚もいません。なので、何か困った時に頼れる人がいなくて苦労しています。東京では同じような家庭が、多く存在するのではないでしょうか。

僕は児童虐待がただごとではない問題だということを知り、しばらく 呆然としていました。そして、何とか児童虐待を防ぐ方法はないかと、 また調べることにしたのです。もしかしたら僕の住んでいる地域にも、 日々虐待を受けて生きている子供がいるかもしれないと思ったからで す。そして、今の僕に出来そうな二つの方法を見つけました。まず一つ

目の方法は近隣住民に挨拶をし、ある程度の関係を築くことです。最初 僕は、あまりぱっとしない方法だと思っていました。そもそも僕は普段 あまり他人に挨拶をしない人間だったので、こんな方法では無理だと考 えたのです。しかし、実際に同じマンションに住んでいる人に挨拶をし てみると、相手も少しずつ僕を認識してくれるようになりました。さら に続けていくと笑顔で挨拶出来るようになり、お互いの距離が近くなっ たような気がしました。こうして僕は、この方法の効果を実感すること が出来たのです。これからも挨拶を続けていきたいです。二つ目の方法 は地域行事に参加することです。地域の人とコミュニケーションを取れ る貴重な機会になるため、この方法は最初から良い方法だと思っていま した。しかし、僕は家族や親戚以外の人とコミュニケーションを取るこ とが苦手です。そのため、僕はこの方法の実行に引け目を感じたのです。 悩んだ末、僕はとりあえず地域行事に参加することにしました。すると、 僕は意外にも地域行事を沢山楽しむことが出来ました。なぜなら、そこ で友人と会って遊ぶことが出来たのです。その日はなんだかずっと嬉し い気分になりました。さらに、僕が何回も顔を出したことで、行事を運 営してくれる大人達が僕のことを覚えてくれ、僕もその人達のことを覚 えていきました。僕はこの地域の一員になれたような気がしたのです。

今の僕が出来ることは、挨拶や地域行事の参加といった、とても些細なことです。こんなことだとしても、孤立家庭が減らせるのであれば、これからも続けていきたいです。そして他の人にもこれが大切だということを伝えたいです。

また、現在は色々な団体が貧困をなくし、孤立家庭を減らす取り組み をしています。自分がお金を稼ぐようになったら、このような団体を支 援し、少しでも児童虐待を防ぎたいです。

僕は児童虐待を決して軽視したくはないです。そうすると、虐待を受けている子供を放っておいていることになってしまうからです。そして、虐待されている子供を救うためには、まず子供を持つ家庭を地域から孤立させないことが大事だと思います。活動団体に頼っているだけではなく、沢山の人で児童虐待を防ぐ取り組みを行うことが大切だと思います。全ての子供が笑って暮らせる、平和な世の中になってほしいと願っています。



### 普通の大切さ

浅草中学校 2年

北海道。そこは、まるで日本では思えないような景色が広がり、ありえないほど広大で、自分にとって、本当に魅力的な場所であった。いつかは行ってみたい憧れの土地。それだけだと思っていた。つらい現実は目の前に広がっているというのに。

僕の通っていた小学校は、いじめはほぼなく、平和な学校だった。だから、いじめに対してあまりイメージがつかず、ただ怖いものだと思っていた。

小学校のころ、アイヌ文化を学ぶということでアイヌの血筋を持った 人に来ていただいた。その人は、アイヌ文化を広めていくため日々活動 している。聞かせていただいたお話は、伝統文化、生活の仕方、考え方 などで、特に気になったのはいじめの話だった。その人の祖母はアイヌ 民族の方で、当時は文字の読み書きも一切できず、そのことでいじめら れていたという。そのような経験から、話をしていただいた本人にはア イヌの血筋であることを大人になるまで打ち明けず、ずっと隠してい た。もし自分がアイヌだと他の人にばれたら、それだけでいじめられる 世の中で、その人の両親はアイヌとして育てるよりも、日本の人として 育てることを選択したのだろう。

中学校の歴史の授業で、日本と蝦夷地との貿易を学んだときがあった。日本は米一俵をサケと交換していたが、日本は徐々に米俵を小さくしていき、量を減らす前と同じ分のサケを得ていたという。アイヌの人々に対するいじめや問題はずいぶん昔から続いているという事実に

は、とてもショックを受けた。

インターネットで調べても、アイヌの人々が書いたいじめの記事は尽きないほど多かった。そのうちの一つを見てみると、とても辛いものであった。アイヌの人がたくさん住む場所に生まれ、村の中では平和に過ごしていた。しかし、小学校に行くと、毛深いなどの理由でよくいじめられ、同じ小学校に通っていたアイヌの人も学校に行かなくなった。そのため、学校ではアイヌの人の割合が減り、いじめられることが多くなったという。しかし、それも中学校に上がるにつれて解消され、自身の毛深いというコンプレックスも気にならなくなったとつづっている。

昔はたくさんのアイヌの人々が、アイヌであることをばれるのを恐れ、つらい思いをしてきた。しかし、今は、堂々とアイヌの血を引く人として活躍している人もいる。自分は自分であると言える人が多くなった今は、人権問題も解消されつつあるのかもしれない。このことを、僕はアイヌだからといって差別するのでも、逆に特別扱いするのでもなく、普通の人として接していけることが一番だと思う。普通は何より幸せで、何かされることもなく、ずっと平和だと思うからだ。観光客のようなお客様ではなく、友達のような感覚で、いろいろな人に接していけたらいいなと思う。また、アイヌ文化についてよく知って、お互いの文化や考え方、先住民の人々を尊重し合っていけたらいいなと思う。また、いじめや差別をする人には、何もない普通の生活がどれだけ幸せかを考えてみてほしいと思う。



### 「みんな同じ人間だ」

桜橋中学校 2年

僕の父はイギリス人です。名前を見れば、僕が「ハーフ」であることは、一目瞭然です。一般的には、父母のどちらかが外国籍という国際結婚で生まれた子供が「ハーフ」と呼ばれます。しかし、「ハーフ」という言葉は、日本でしか通じない和製英語なのです。このことを知ったのは、つい最近のことです。なぜなら、これまでの生活環境において、人との違いや、そこから生まれる差別などについて、自分事として捉える機会があまりなかったからです。知るきっかけがなかっただけに過ぎないのかもしれません。幸せだという人もいるでしょう。ですが、僕たち家族の身に起きたある出来事を機に、僕は様々なことを考えるようになりました。

中学一年生のときに、大好きだった家を、引っ越すことになりました。 父と母で新居を探していると、みんなが暮らすのにぴったりの家を見つ けました。しかし、その家の条件には、とても信じられないことが書か れていたのです。

### 「外国人入居可」

この文字を見たときに、僕たち家族三人は怒りよりも、「なんでだろう?」という疑問が最初に出てきました。結局、新居は見つかりましたが、それ以来、僕の頭の中にはその言葉と疑問がしばらく残り続けました。

そこで、なぜこのようなことが起こったのか父に聞いてみることにしました。「大航海時代のころに、アフリカ大陸やアメリカ大陸の先住民が奴隷になったこと、その人たちがひどい扱いを受けたこと、それは肌の色の違いが原因だったこと」を父は教えてくれました。その話を聞いて僕は、「肌の色だけが理由ではないのではないか」と違和感を覚えました。

浮かない表情の僕に、父は、「地球にはいろいろな人種が暮らしているだろう。だから、たくさんの見ための違いは必ずあるものだ。でも、それ以外に宗教や文化、言語など、数えきれないほどの違いがあるんだ。そういう小さかったり大きかったりする違いが積み重なり、自分とは違う人だという大きな勘違い、つまり、差別が起きてしまったのかもしれないな。だから、入居可だなんて書いてあったのだと思う。」と真剣な顔で話をしてくれました。そのとき僕は、「勘違い」という言葉に、少し納得する気持ちもありました。なぜなら、街で背の高い人を見たとき、僕は少なからず、「外国人だ」と思ってしまうことがあるからです。見ための違いが生み出す勘違いを、無意識的に、実は僕もしていたのです。

自分と違う点に気付いたとき、人はより敏感になるのだと思います。他人との違いへの「免疫力」をもっているか、あるいはもっていないかで、人の対応は大きく変わります。父が日頃から口にする「免疫力」とは、「理解力」のことだと僕は考えています。「理解力」をもっているならば、違いを理解するのはとても簡単なことで、問題は起こりにくくなると思います。しかし、反対に「理解力」をもっていない人、つまり違いを認めてしまうのが怖い人もいるのではないでしょうか。勝手な妄想をふくらませて過ちを犯した大航海時代の出来事が、遠い昔の歴史では

なく、つい最近のことのように感じられます。

これまでの僕は、日本に人種差別はないだろうと漠然と感じていました。そこで、父にそのような経験があったか、思い切って聞いてみました。

「二十年前、初めて日本に来た時、毎日のように職務質問を受けていたよ。何もしてはいないんだけどね。日本に住んでいる友達も、同じように職務質問を受けていたって言っていたから、これは人種差別に近いものなんじゃないかな。当時は『免疫力』をもっている人が少なかっただろうけど、最近は外国からの観光客が増えてきたから、そういうことはほとんどないよ。」

初めて聞く話でした。父に悲壮感はありません。話をする前もした後 も、そしてこれからもそうだと信じています。父は「理解力」をもった 尊敬できる人間です。父の背中がいっそう大きく見えました。

僕はすべての人種差別は、ある一つの考えから生まれていると考えました。外国人であるという違いを、「怖い」と感じてしまっているのではないかと。人はみんな同じ人間です。全員が「理解力」をもつことで、違いを認め合える世界になると僕は信じています。

僕の生活する学校には、様々な人種の友達がいます。だけど僕は、ほかの人種だと意識して話したことは一度もありません。そして、これからも気にしないと思います。なぜなら、父の考える「理解力」を自分はもっていると思うからです。そして、僕はこの考えを発信することができる人なのだと思います。この「理解力」を無駄にせず、さらに磨いていきたいです。

# 3 人権問題で困ったときは…

### 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、区民の人権が侵害されることがないように見守り、地域で人権思想を広める活動をしています。また、法務局の人権相談所や区役所の区民相談室で、みなさんからのご相談をお受けしています。

台東区では12名の人権擁護委員がご相談をお受けしています。

令和6年10月1日現在

氏			名
片	岡	昭	子
海	野		衛
根	岸	順	_
字日	川田	靖	子
石	床	洋	子
山	勝	幹	之
中	村	雅	彦
椎	原	晶	子
竹	内	留	美
飯	塚	させ	5子
吉	藤	玲	子
江	П	大三	三郎

▼問合せ 人権・多様性推進課

**2** 0 3 - 5 2 4 6 - 1 1 1 6

# 相談窓口一覧

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

(令和6年11月現在)

※詳細につきましては、変更になる場合もありますので、直接各機関にお問い合わせください。

人権全般の相談窓口			
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等	
東京法務局人権 擁護部 常設人権相談所	新宿区四谷 1 - 6 - 1 四谷タワー 13階 外国人在留支援センター (FRESC) 内 ●みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3067 (一部のIP電話等の方) ■【LINE相談】 アカウント名 「LINEじんけん相談」	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)	
東京都人権プラザ	港区芝 2-5-6 芝256スクエアビル 2 階 ●問合せ・一般相談 TEL 03-6722-0124 03-6722-0125 メール ippan_sodan@tokyo-jinken. or.jp ●法律相談・インターネットにおける人権侵害の法 律相談 03-6722-0124 (面接予約) 03-6722-0126 (電話相談)	●一般相談 月~金 9 時30分~17時30分 ●法律相談 ・面接中 16時 13時~16時 ・電話相談 (予約 不要) 毎月第 4 火曜日 13時~16時 ●インター 13時~16時 ・電話とする人権侵害 ・面接日 16時 ・電話(予約不曜日を除く) 13時~16時 ・電話(予約不曜日を除く) 13時~16時 ・電話(予約不要) 毎月第 4 木曜日 13時~16時 ・電話(予約不曜日 13時~16時 ・電話(予約不曜日 13時~16時 ・電話(予約不曜日 13時~16時 ・電話(予約下である人権侵害の LINE相談 月・本・金 16時~22時 ※受付は21時30分まで アカウント名 「インターネットにおける人権侵害 相談@東京  (上記相談全て祝日・年末年始を除く)	

女性のための相談窓口			
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等	
はばたき21相談室 (※ 1)	台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター 4階 TEL 03-5246-5819 (予約専用電話) ※予約 月〜土 9時〜17時 第1・3・5月 (祝日の場合は翌平日) を除く	●こころと生きかたなんでも相談 どなたでも ・面談・電話・オンライン〈Zoom〉 (要予約) 火・土・日 10時~16時 水・木 17時~21時 ・LINE(予約不要) 365日対応 月・水・金 11時~14時・15時~18時 火・木・土・日 16時~22時 ●女性弁護士による法律相談(要予約)女性のみ(面談・電話)第1土曜日・第2水曜日 13時~16時 第3木曜日 10時~13時 第4火曜日 16時~19時	
たいとうパープ ルほっとダイヤ ル (DVに 関 す る相談) (※2)	TEL 0120-288-322	●月〜土 9時〜17時 第1・3・5月曜日(祝日の場合 は翌平日)を除く	
女性の人権ホッ トライン	東京法務局人権擁護部内 TEL 0570-070-810 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3071 (一部のIP電話の方)	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)	
	TEL 03-5467-2455	●一般相談 毎日 9 時~21時 (年末年始を除く) ●法律相談(要予約) ●精神科医師の面接相談(要予約)	
東京ウィメンズプラザ	TEL 03-5467-1721	●DV専用相談 毎日 9 時~21時 (年末年始を除く)	
	【LINE相談】 アカウント名 「ささえるライン@東京」	●DV専用 14時~20時 (年末年始を除く)	
東京都女性相談支援センター	電話相談 TEL 03-5261-3110	月〜金 9 時〜21時 土・日・祝日・年末年始 9 時〜17時	
(23区居住の方)	【LINE相談】 アカウント名 「女性はーとふるLINE@東京」	月〜金 14時〜20時 (祝日・年末年始を除く)	

<sup>(※1)</sup> はばたき21相談室 こころと生きかたなんでも相談は男性の相談も受けています (電話・ オンライン〈Zoom〉のみ)。オンライン〈Zoom〉相談は火・土・日のみ (X2) たいとうパープルほっとダイヤルは男性の相談も受けています。

男性のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
東京ウィメンズプラザ	TEL 03-3400-5313	●電話相談 月・水・木 17時~20時 (祝日・年末年始を除く) 土 14時~17時 (祝日・年末年始を除く) ●面接相談(要予約)

子供のための相談窓口			
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等	
日本堤子ども家庭支援センター	台東区日本堤 2-25-8 TEL 03-5824-2571 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索	●面接(要予約)・電話相談 月〜土 9時〜17時 ●メール 24時間受付	
又版ピング	【子どもの虐待等に関する 相談受付専用電話】 TEL 03-3875-1889	●365日対応 24時間	
台東子ども家庭支 援センター	台東区台東 1-25-5 TEL 03-3834-4497 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索		
寿子ども家庭支 援センター	台東区寿 1-10-10 TEL 03-3841-4631 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索	●面接(要予約)・電話相談 月〜土 9時〜17時 ●メール 24時間受付	
谷中子ども家庭 支援センター	台東区谷中 2 - 9 -21 TEL 03-3824-5540 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」で検索		
こどもの人権110番	東京法務局人権擁護部内 TEL 0120-007-110 (無料) TEL 03-5363-3075 (一部のIP電話の方) 【LINE相談】 アカウント名 「LINEじんけん相談」	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)	
児童相談所虐待 対応ダイヤル	TEL 189 (いちはやく) ・近くの児童相談所につながります ・一部のIP電話からはつながりません	●24時間365日対応	

	TEL 03-3366-4152	●月~金 9時~21時
4152 (よいこに)   電話相談	聴覚言語障害者相談FAX FAX 03-3366-6036	●土・日・祝日 (12/29~1/3を除く) 9時~17時
東京都児童相談センター	新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター内 TEL 03-5937-2317 (台東区担当) FAX 03-3366-6036	●月~金 9 時~17時
	【関係機関の方、現在東京 都児童相談所に相談中の方 で緊急の場合】 TEL 03-5937-2330	

外国人のための相談窓口			
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等	
外国人相談 (生活上の一般 的な相談)	台東区役所 区民相談室 台東区東上野 4-5-6 1階 TEL 03-5246-1025	●中国語 第1・2・3木曜日 10時~12時 ●英語、韓国語 第1・3木曜日 英語10時~12時 韓国語14時~16時 ●タブレット端末による通訳サービ スあり 中国語・英語・韓国語・ ポルトガル語・フランス語・フィ リピノ語(タガログ語)・ネパール 語・ヒンディー語・フランス語	
外国人のための 人権相談所	東京法務局人権擁護部内 TEL 0570-090-911 (ナビダイヤル) 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 外国語インターネット人権相談 https://www.moj.go.jp/ JINKEN/jinken21.html#01	●月〜金 9時〜17時(祝日・年末年始を除く)	

犯罪被害者やその家族のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
公益社団法人被 害者支援都民セ ンター	千代田区三番町1-5 石油健保ビル2階 TEL 03-3222-9050 ※ホームページにインター ネット相談フォームあり	●月・木・金 9時30分~17時30分 火・水 9時30分~19時 (祝日・年末年始を除く)

警視庁犯罪被害 者ホットライン	TEL 03-3597-7830	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)
警視庁性犯罪被 害相談電話	#8103 (全国共通ダイヤル) 近くの警察の性犯罪被害相 談窓口につながります。	
東京都性犯罪・ 性暴力被害者ワ ンストップ支援 センター	全国共通無料ダイヤル 〈NTTひかり電話以外〉 #8891 〈NTTひかり電話〉 TEL 0120-8891-77 ※発信地の都道府県の近く のワンストップ支援セン ターにつながります。上記 電話につながらない場合 TEL 03-5577-3899 (有料) 子供・保護者専用性被害相 談ホットライン 都内から 0120-333-891 (無料) 都外から 03-6811-0850(有料)	●24時間365日対応
	性被害に関するLINE相談アカウント名	月・水・金・土(祝日・年末年始除く) 16時~21時
	「相談ほっとLINE@東京」	※受付は20時30分まで

性自認、性的指向についての相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
Tokyo LGBT 相談 (東京都性自認及 び性的指向に関 する専門相談)	【当事者向け電話相談】 050-3647-1448 【事業者向け電話相談】 050-3138-4011 【当事者向けLINE相談】 アカウント名 「LGBT相談@東京」	【当事者向け電話相談】 火・金 18時〜22時 【事業者向け電話相談】 火・金 10時〜17時 【当事者向けLINE相談】 月・水・木 17時〜22時 ※受付は21:30まで (上記全て祝日・年末年始を除く)

### 人権週間

1948年(昭和23年)12月10日、国連で世界人権宣言が採択されました。 国連は、この日を「人権デー」と定め、加盟国に人権思想の啓発を要請しました。日本では12月4日から10日を「人権週間」とし、人権意識の高揚を図るため、全国的な啓発活動が実施されています。

### 人権に関する法律

### 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

(平成25年法律第65号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) は、障害のある人もない人も平等の機会が得られ、お互いに人格と個性 を尊重し支え合う社会を実現するために定められました。

### 「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

### 「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

●関連サイト (内閣府HP)

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

●関連サイト (東京都福祉局HP)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\_shisaku/sabetsukaisho\_yougo/sabekai.html

### 【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律】 (平成28年法律第68号)

平成28 (2016) 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)が施行されました。

ヘイトスピーチ解消法では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別 的言動は差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではな いとしています。

### <ヘイトスピーチとは>

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、 日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一 方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

例えば、特定の民族や国籍の人々を合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの(「○○人は出ていけ」、「祖国へ帰れ」など)、特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの(「○○人は殺せ」、「○○人は海に投げ込め」など)、特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

### ●関連サイト (法務省HP)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00108.html



### 【部落差別の解消の推進に関する法律】

(平成28年法律第109号)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落 差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、日本国憲法の理念 のもと、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること を目的として、平成28(2016)年12月に施行されました。

(目的)

- 第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。
  - (基本理念)
- 第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地 方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及 び助言を行う責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分 担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を 講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。 (教育及び啓発)
- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、 部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### ●関連サイト (法務省HP)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00127.html



### 【アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の 推進に関する法律】 (平成31年法律第16号)

この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元(2019)年5月に施行されました。

この法律では、基本理念、国の責務、アイヌ政策を総合的かつ効果的 に推進するための基本方針、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する 措置、アイヌ政策推進本部の設置に関することなどが規定されています。

### ●関連サイト (内閣府HP)

https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html



### 【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国 民の理解の増進に関する法律】 (令和 5 年法律第68号)

この法律は、全ての国民がその性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、令和5(2023)年6月に施行されました。

この法律では、基本理念、国の役割、施策の実施の状況の公表、基本 計画、学術研究等、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連 絡会議に関することなどが規定されています。

### ●関連サイト (内閣府HP)

https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html



### 【台東区男女平等推進基本条例】

この条例は、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会を実現することを目的として、平成27(2015)年1月に施行されました。

条例には、7つの基本理念と区・区民・事業者の責務などが定められています。

### 基本理念

- 1. 性別による固定的な役割分担意識に捉われず多様な生き方を選択できること
- 2. 社会の対等な構成員として、方針の立案、決定に参画できること
- 3. 性別による差別的取り扱いや暴力を根絶すること
- 4. 家庭、地域、職場における活動に調和のとれた生活ができること
- 5. 性と生殖に関する健康と理解を認め合い、健康的な生活ができること
- 6. 教育の場において、男女平等意識の形成の取り組みが行われること
- 7. 国際社会と国内における男女平等の取り組みを理解すること

### 区・区民・事業者の責務

男女平等施策の推進を図るために 必要な措置を講じていきます。区民・事 業者・国及び他の地方公共団体その他関 係機関等と連携・協力し、区民・事業者・ 地域団体等による活動の支援・相談・情 報収集・情報提供などを積極的に行って いきます。

### 区民

家庭・学校・ 職場・地域分野の 活動において、男 女平等の推進に努 めます。

### 車業力

事業活動において、男女平等を推進し、男女不等を地域・職場における活動のとれた生活を営むことができるよう努めませ

### みんなへの人権のメッセージ

令和6年12月発行

台東区総務部人権・多様性推進課 〒110-8615 台東区東上野4-5-6 電話 03 (5246) 1116

古紙再生紙を使用しています

# るんなへの 人権のメッセージ